

第5章 基本構想の実現に向けて

1 協議会を中心とした取り組みの推進

基本構想及び特定事業計画の策定後は、引き続き関係者からなる協議会を設置し、定期的に特定事業計画の内容や進捗状況の確認を行うとともに、2029年度(令和11年度)に予定している中間評価を目途に事業の効果検証を行い、必要に応じて基本構想の見直しを実施するなど、PDCAサイクルにより効果的に各種取り組みを推進していきます。

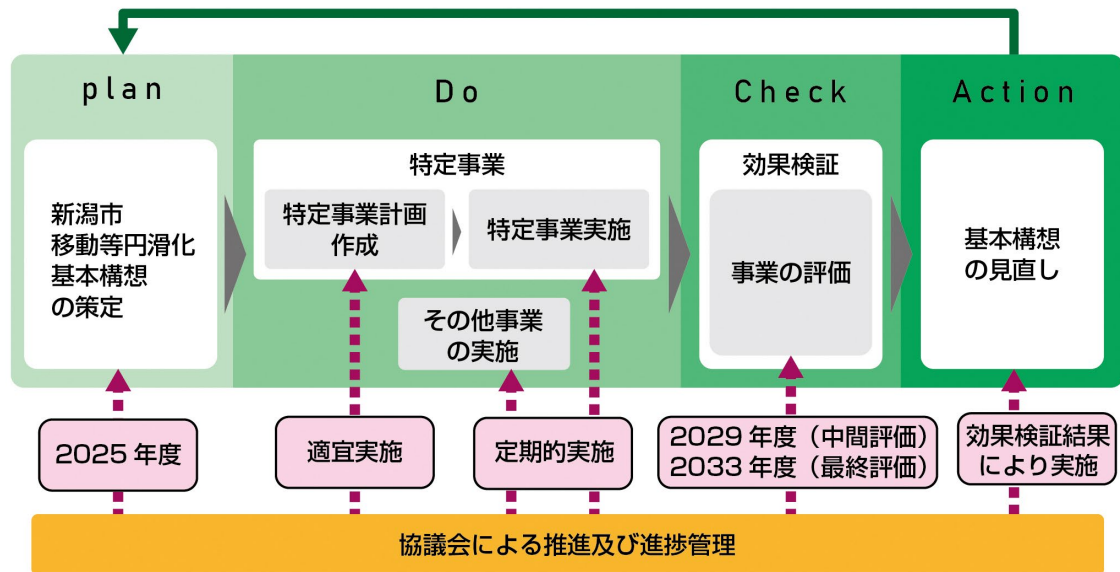


図6 PDCAサイクルによる事業推進イメージ

2 市街地開発事業等との連携

今後、重点整備地区内において、市街地開発事業(土地区画整理事業や市街地再開発事業等)や歩行者等の通行の妨げとなる違法駐輪や違法駐車等を防止するための駐輪・駐車施設の整備等が行われる場合には、基本構想で定めた特定事業等とあわせ一体的なバリアフリー化が進められるよう調整を図ります。

3 各種団体、事業者等との連携

基本構想の実現に向けては、行政だけではなく、市民や障がい者団体、事業者等との連携が重要となります。

今後も市民や事業者などのバリアフリーの理解の醸成に向けて、協議会を中心として関係者間で連携を図りながら、継続して各種取り組みを推進していきます。